

設計基本条件検討会実施要領

第1 目的

農業農村整備事業においては、建設する施設・構造物の安全性や耐久性などの一層の品質向上が求められている。

設計業務の成果の品質は、施設等の機能・耐久性・安全性に直接影響するほか、工事実施においても現場との不具合等があった場合は、安全性や円滑な工程の確保が困難となるなど、工事の施工に与える影響は重大である。

また、設計業務の特殊性から業務期間の後半になるほど修正に要する労力が大きくなることから、効率的に品質の高い成果を得るためには初期段階での対策が有効である。

このため、設計業務の初期段階において、委託者と受託者が相互に基本条件を確認するための「設計基本条件検討会」（以下「検討会」という。）を開催し、検討を行うことにより、設計業務の成果の品質向上と設計業務の効率化を図るものとする。

第2 対象とする設計業務

検討会の対象とする設計業務は、所属長が除外することを認めた設計業務以外の全てを対象とする。

なお、分割業務委託等により、既に基本条件が整理されている業務及び簡易な業務は除外できるものとする。

第3 検討会の構成員

検討会の構成員は、次を標準とする。

委託者～①（総合）振興局の整備課または農村振興課の場合

課長及び主幹（技術管理又は基盤整備）、検査専門員、係長、主査、用地補償担当者、業務担当員他

②耕地出張所または整備室のある総合振興局の場合

所長または室長、次長（工事）、工事係長、主査、用地補償担当者、整備課検査専門員・事業担当主査、業務担当員他

受託者～管理技術者、担当技術者等

内容に応じて、市町村担当者、土地改良区担当者を同席することができる。

第4 検討会の開催

1 開催時期等

検討会の開催時期は、基本条件の検討が終了次第速やかに開催（第2回打合せ等）するものとし、開催にあたっては業務の一環として位置付ける。

開催の日程及び場所については、業務担当員が受託者との連絡調整を行うものとする。

2 検討会の進行及び検討事項等

検討会の進行は、主任担当員が行い、検討事項等は、次のとおりとする。

（1）基本条件の確認及び検討

（2）次回の検討会の開催の検討

（3）施工アドバイザーの必要性の検討

3 検討会の結果等の確認

委託者と受託者は、当該年度における設計業務に関する検討会を終了した時は、速やかに検討内容・検討結果などについて確認するものとする。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

この要領は、平成27年2月1日から施行する。

この要領は、令和4年6月1日から施行する。